

國學院大學學術情報リポジトリ

全形儀小考：南宋期道教の黄籙齋から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅野, 春二, Asano, Haruji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000216

全形儀小考

— 南宋期道教の黄籙齋から —

小序

「全形」とは、形を全くする、すなわち身体を完全にすることである。南宋期以降の黄籙齋において行われる「全形」の儀礼は、死者救済の過程で亡魂の身体（表象レベルの身体）の完全性を回復するために、生前の疾患や傷損を治療する儀礼である。

黄籙齋について記した南宋期以降の儀礼書を見ると、亡魂を地獄から解放し、「鍊度（煉度）」によって身体を変容して仙人

とし、天界へ送るといふ儀礼が行われていたことが確認できる。^② こうした鍊度系の一連の儀礼において、「全形」の儀礼は、「召魂（あるいは召霊）」に続いて行われている。^③ 呼び集められた亡魂に対しては、まず、身体の完全性を回復する儀礼が行われなければならないという考えが働いたようである。

しかし、南宋期の黄籙齋において、「全形」の儀礼が必ず行われたかという点、そうではなかった。金氏大法^④は、「全形」の儀礼を載せていない。金氏大法の中で金允中は、死後に生前の疾患や傷損を治療することを、「道を去ること遠し」^⑤と述べている。

浅野春二

「全形」の儀礼は、「召魂」から「鍊度」に至る儀礼において、「召魂」によって呼び集められた靈魂を「鍊度」を受けられる状態にする過程で行われる。「沐浴」によって清浄化するとともに、「全形」によって身体の回復も行われるが、南宋期の黄籙齋に関する儀礼書では、これを独立した個別の科目として、必ずしも明確に位置づけていないように思われる。明確に科目の名称として「全形」を用いているのは、元代に成立した林氏金書や明代に成立した周氏金書である。林氏金書卷二十九には「全形儀」が、周氏金書卷十五には二種の「靈寶全形科」(四 a 以下及び二十二 a 以下) が収められている。⁸⁾

小稿では、「全形」の儀礼の初歩的考察を行いたいが、まずは金允中が「沐浴鍊度章」に関して述べているところから見ていきたい。

一、生前の疾患・傷損をめぐる

「沐浴鍊度章」は黄籙齋に用いられる「章」という文書の一つである。「章」を神に奉る儀礼は、天師道の「上章」の伝統を受け継いでいる。⁹⁾「沐浴鍊度章」は、黄籙齋の中で「沐浴」「鍊度」等の個別的な科目の実施とは別に、「沐浴」「鍊度」等

の科目を行う趣旨を神に伝えて亡魂の救済を願うためのものである。金氏大法卷二十三には、「沐浴鍊度章」の章文が収められているが、その後にこの章についての金允中のコメントが記されている。

金允中は、『老子道德經』¹⁰⁾および『化書』¹¹⁾を引いて、「身」「血肉」があるからこそ思いや痛み苦しみがあると述べた後、次のように記す。

若し一神既に離るれば、百骸皆な腐土と爲らん。向の所謂肢體の傷殘、心腹の疾患は、夫れ復た何くにか在らん。

若一神既離、百骸皆爲腐土。向之所謂肢體傷殘、心腹疾患、夫復何在。(金氏大法卷二十三、十一 b)

「一神」すなわち靈魂が離れてしまえば、「百骸」すなわち肉体は朽ちて土になることをいい、「肢體の傷殘」や「心腹の疾患」は肉体がなくなるとともに消え去るという。その上で神が科を垂れて人々に授けた齋儀の趣旨を次のように説明する。

一靈若し滯すれば、或は執對して拘纏し、或は沈迷して自惑し、是を以て反生するに期無し。儻し本性之れ既にし

て明らかなれば、則ち時に應じて度化せん。太上科を垂るる所以の意、齋修の旨は、乃ち齋功を建立して、轉經行道するに因りて、幽翳を昭明し、沈淪するを開悟せしむるのみ。

一 靈若滯、或執對而拘纏、或沈迷而自惑、是以反生無期。儻本性之既明、則應時而度化。所以太上垂科之意、齋修之旨、乃因建立齋功、轉經行道、昭明幽翳、開悟沈淪而已。

(金氏大法卷二十三、十一b)

とらわれや迷いによつていつまでも「生」に返ることができない者を、斎儀によつて功德を積んで、冥界を照らしてそこに沈んでいる者を悟らせる。それによつて救うというのである。黄籙齋で用いる「沐浴鍊度章」については次のように述べる。

沐浴鍊度之章は、意として謂へらく、亡魂の身は太陰を經、魂は罪網に拘せらる、故に先づ其の塵垢を消じ、然る後に神識を聚凝し、陰陽を假合し、根基を重立し、人道に反生せんと欲す。其の始めたるや、人にして鬼と爲り、今上玄の度化を経れば、則ち其の神明を聚め、乃ち鬼復して

人と爲る。託生の時、方に帝君の品命有り、九炁神を生じ、再び肌膚を造るなり。但だ齋功の足らずして以て天に格り、二炁未だ亡爽に臨まざるを恐るるのみ。

沐浴鍊度之章、意謂、亡魂身經太陰、魂拘罪網、故欲先消其塵垢、然後聚凝神識、假合陰陽、重立根基、反生人道。其始也、人而爲鬼、今經上玄度化、則聚其神明、乃鬼復爲人。託生之時、方有帝君品命、九炁生神、再造肌膚矣。但恐齋功不足以格天、二炁未臨於亡爽而已。

(金氏大法卷二十三、十一b(十一a))

金允中は、亡魂の「塵垢」を去り、靈魂を集めて陰陽二炁を合わせて再生すること願うのを、「沐浴」から「鍊度」に至る儀礼の趣旨ととらえている。これに続けて次のように述べる。

舊來の章書の若く、天醫・神藥を請ひ降し、以て生前の疾患を療し、骸肉の傷損を補續せば、則ち道を去ること遠し。獨り人の質壞れて神壞れざるのみに非ず、兼ねて天地の陰陽の正炁を以て、亡魂を鍊化して反生す。又何ぞ其の神の患ひ有りて愈えざるを慮らんや。

若舊來章書、請降天醫神藥、以療生前之疾患、補續骸肉

之傷損、則去道遠矣。非獨人之質壞而神不壞、兼以天地陰陽之正炁、鍊化亡魂而反生、又何慮其神之有患而不愈哉。

(金氏大法卷二十三、十二a～b)

「舊來」の章文にあるように「天醫」「神藥」を降し、それによって生前の「疾患」を治療し、肉体の「傷損」を補うならば、それははなはだしく「道」から乖離したことである。それは「質」(肉体)は壊れるが「神」(靈魂)は壊れないということによってだけいつているのではない。「鍊度」は「天地の陰陽の正炁」によって「亡魂」を鍊して変化させ、「生」に反すのである。そのようにするのであるから、靈魂に患いがあつて癒えないということは考えられない。

「舊來の章書」に相当する章文は、蔣氏立成儀卷九に収められている。蔣氏立成儀の「鍊度沐浴章」は、金允中が批判する「天醫」「神藥」を降して生前の「疾患」「傷損」を治療することを記す部分を含んでいる。それ以外は、金氏大法の「沐浴鍊度章」とほぼ同じ趣旨のものである。金氏大法で記されていない部分を、蔣氏立成儀の章文によって示したい。

又天醫神吏・尚藥靈官・治病三五功曹・太醫博士主者・

砭石小吏・敷藥靈官を請ひ、太上の五色の神藥を請ひ取り、亡魂の臟腑の中に布散し、生前の榮衛の病を治療し、心腹の積滯を針砭し、氣血の瘡瘡を摩按し、筋を斷たれ骨を傷つけらるる者は、形を續け生に返し、肢體を零落せらるる者は、質を易へて故に復し、肌を生じ肉を長じ、一一完全たらしむ。骨體は康強にして、神魂は磊落なり。憂惱は消釋し、飢渴は滅除し、結節は開通し、胞元は滯を散じ、形神は端正にして、相貌は莊嚴なり。

又請天醫神吏・尚藥靈官・治病三五功曹・太醫博士主者・砭石小吏・敷藥靈官、請取太上五色神藥、布散亡魂臟腑之中、治療生前榮衛之病、針砭心腹積滯、摩按氣血瘡瘡、斷筋傷骨者、續形返生、零落肢體者、易質復故、生肌長肉、一一完全、骨體康強、神魂磊落、憂惱消釋、飢渴滅除、結節開通、胞元散滯、形神端正、相貌莊嚴。

(蔣氏立成儀卷九、十二a～b)

この部分は亡魂に伴う身体性を強く意識した内容となっている。

金允中は、亡魂が生前の病氣や身体の傷・欠損の状態を、死後も引き続き保っているという考えを否定し、「天醫」や「神

薬」による治療に関する内容を章文から除き、「全形」の儀礼を行わない立場をとっている。しかし、他の道士がこれを行うことは、必ずしも否定していない。

故に今先師の付傳に従ひて、敢へて俗と同じくして超世せず。如し授くる所同じからざる者は自ら師法に従へ。允中は則ち敢へて越えざるなり。

故今從先師之付傳、不敢同俗而超世。如所授不同者、自從師法。允中則不敢越也。

(金氏大法卷二十三、十二b)

このように金允中は、異なった「師法」を受け継いだ道士にまで、自分と同じようにすることを要求していない。こうした言及からは、金允中の周囲に「全形」の儀礼を行う道士が存在していたことも窺い知ることができる。

そうした金允中のような考え方が、完全に孤立したものではなかったことは、靈寶玉鑑¹⁴卷一「揚旛招魂行天醫論」¹⁵中の一文から窺うことができる。

又存りし日に形體毀傷し惡疾に困苦する者有り。形體に

傷殘有りと雖ども、元神に本欠缺無きを悟らず。先には則ち身有りて以て患ひ有り。今は則ち身滅びて疾復た何ぞ存せん。妄念は除かざれば、尚ほ形の虧くる有りて、病の體に在るが若し。故に又た須らく内に玄化を運らし、以て其の陽精を聚め、其の陰累を消す。然る後に治鍊に就かしめ、受化更生す。即ち經に所謂皆自然の人と成り、自然に別體有るなり。直だに土木の偶人を以てして、逐一其の幻體を成すが如きのみに非ざるなり。

又有存日形體毀傷惡疾困苦者、不悟形體雖有傷殘、元神本無欠缺。先則有身以有患、今則身滅而疾復何存。妄念不除、尚若形之有虧、病之在體。故又須内運玄化、以聚其陽精、消其陰累、然後使就治鍊、受化更生。即經所謂皆成自然人、自然有別體也。非直如以土木偶人、而逐一成其幻體也。

(靈寶玉鑑卷一、十七a、b)

靈寶玉鑑は、撰者・成立時期が不詳であるので、金氏大法よりも早いのか遅いのかは分らないが、金允中と同じ考え方が見いだせる。靈寶玉鑑も、「身」が減びてしまえば「疾」も消失するとしている。しかし、靈寶玉鑑は、「天醫」による治療の儀礼を行う立場でその意義を述べている。「妄念」を除かな

ければ、身体に欠けるところがあり、身体が病に侵されているのと同じであるとし、「妄念」を除くために、「内に玄化を運らし」、それによつて「其の陽精を聚め、其の陰累を消」じる。そのようにしてから、「冶鍊」(鍊度)を受けさせるのであるとしている。実際の儀礼が「土木の偶人」を用いて行つていても、それには目に見えない深い意義があることを強調している。

人が死んで靈魂と肉体が分離した後、靈魂に生前の疾患や傷損が付きまとうのは、靈魂と肉体は別のものであり、疾患や傷損は肉体にのみかわるものであるという考え方からすれば、おかしなことである。理屈からすればそのとおりであり、金氏大法も靈寶玉鑑も、肉体から分離した靈魂に生前の疾患や傷損がそのまま残るという考え方を否定する¹⁶。しかし、疾患や傷損に伴う苦しみ・痛みはそう簡単に払拭できない。靈寶玉鑑はそれを「妄念」というが、死者救済をどうしても行わざるを得ない動機はそこにこそあり、理屈では割り切れないものが残つてしまうからこそ、死者救済の儀礼が必要とされるのである。亡魂の救済においてその身体性は無視できないものである。「全形」の儀礼が行われなければならないかった理由は、そのあたりにあるのではないかと思われる。

二、血まみれの死

死者救済の儀礼において「全形」の儀礼が必要とされた理由を探るために、次には、王氏大法の記すところを見ていきたい。

(一)、蕩穢所

王氏大法の記す黄籙齋の儀礼では、十二堂¹⁸の一つとして「蕩穢所」が設けられる。「天醫」による治療を必要とする亡魂は、「召魂」の後、まずこの「蕩穢所」に集められる。王氏大法卷五十五の「蕩穢所」の条には次のように記されている。

凡そ亡魂を受度するに、其れ産亡の者有り。血湖に沈墮し、形骸穢濁たり。天恩・曲赦を頼み、玄壇に赴くを得と雖ども、血染未だ除かれず、何に由りてか受度せん。又た男女魂衆有れば、或は生前に疾を受け、癰疽膿血あり、王法誅夷、刎縊刀兵、殺傷屠戮、虎啖蛇傷あり。此の似きの者、皆な是れ血を帯びて身殂¹⁹せり。天醫・監生に赴かんと欲せば、合に先づ蕩穢すべし。宜しく先づ請ひて官吏を降

し、期に至りて此の司を建立し、聖を請ひて屯駐せしめ、點酌・諷經すべし。亡を攝して司に到らしむるを候ちて、符を焚して運化し、穢血を蕩するを爲し、方めて監生・醫治す可し。

凡受度亡魂、其有産亡之者、沈墮血湖、形骸穢濁。雖賴天恩曲赦、得赴玄壇、血殞未除、何由受度。又有男女魂衆、或生前受疾、癰疽膿血、王法誅夷、刎縊刀兵、殺傷屠戮、虎啖蛇傷。似此之者、皆是帶血身殂。欲赴天醫監生、合先蕩穢。宜先請降官吏、至期建立此司、請聖屯駐、點酌諷經。候攝亡到司、焚符運化、爲蕩穢血。方可監生醫治。

(王氏大法卷五十五、二十九a)

「天醫院」「監生司」に赴かせる前に、「蕩穢所」で穢れを除かなければならない亡魂として、「産亡の者（出産に際して死んだ者）」、「生前に疾を受け」「癰・疽」ができて「膿血」を流して死んだ者、「王法」を犯して殺された者、自殺したり、戦争その他で殺されたりした者、虎に食われた者、蛇に咬まれて死んだ者を挙げている。このような者たちは「血を帯びて」死んでいる。血の穢れが強く意識されている。血にまみれて死んだその生々しさが、「天醫」による救済を求めさせるようであ

る。その「天醫」による治療を受ける前に、血の穢れを除くために「蕩穢所」が設けられているのである。

次には「天醫院」と「監生司」に関して記すところを見たいが、「監生司」は特に「産亡者」に関わるので、まずこれを取り上げる。

(二)、監生司

「監生司」も、黄籙齋の十二堂陞の一つである。ここでは「産亡者」の分娩を遂げさせることが行われる。王氏大法卷五十五には次のようにある。

夫れ普度大齋は、廣く沈魂を濟ふ。其の中に如し生存に懷孕し、胞胎解けずして子母未だ分れず、或は子存して母亡し、或は子母俱に亡するもの有らば、此の似きの徒は、何に縁りてか解脱せんや。當に先づ九天生神大帝に奏聞し、九天監生司仙宰に申聞すべし。正齋の日には、監生司を立つ。兆先づ司に詣り、請召點酌し啓祝す。亡を召きて幕に赴かしめ、上聖の監生するを請ふを俟ちて、斯に臨壇して度を受く可し。監生眞文を案上に安んず。亡人をして之を見せ使めば、自然に百骸光を流し、尸穢の炁を攘卻

す。

夫普度大齋、廣濟沈魂。其中如有生存懷孕、胞胎不解子母未分、或子存而母亡、或子母俱亡、似此之徒、何緣解脫。當先奏聞九天生神大帝、申聞九天監生司仙宰。正齋之日、立監生司。兆先詣司、請召點酌啓祝。俟召亡赴幕、請上聖監生、斯可臨壇受度、安監生真文於案上。使亡人見之、自然百骸流光、攘卻尸穢之炁矣。⁽²⁰⁾

(王氏大法卷五十五、二十八b)

「普度大齋」は、広く孤魂滯魄(鬼)を集めて救済するための齋儀である。その中に「胞胎不解」で「子母未分」のまま死んだ者が含まれている。そうした者には、子供は助かったが母は亡くなった場合もあり、母子ともに亡くなった場合もある。そうした者のために、黄籙齋の「行道」が行われる日(正齋の日)に「監生司」を建てて儀礼を行う。その儀礼については王氏大法卷五十八の「監生司」の条を見ておきたい。

夫れ亡魂を召き到れば、其の中に或は産亡の者有り。當に先づ引きて監生司に赴かしめ、法に依りて行持すべし。當に先づ聖を請ひて點酌すべし。

夫召到亡魂、其中或有産亡之者。當先引赴監生司、依法行持當先請聖點酌。
(王氏大法卷五十八、二十一a)

亡魂が呼び集められると、その中に「産亡の者」がいる。これを「監生司」に導く。まずはじめに神を招いて酒を供える。「監生大神」を招く呪文は次の通りである。

召監生大神呪(監生大神を召く呪)

高上の天 玉清を主と爲す 道は乾坤を合し 主制して魂を生ず 送生神吏 來たりて生門に赴け 急急なること元始上帝の勅の如くせよ(九宮訣 東北炁 至るを存す)

召監生大神呪

高上之天 玉清爲主 道合乾坤 主制生魂 送生神吏 來赴生門 急急如元始上帝勅(九宮訣東北炁存至)⁽²²⁾

(王氏大法卷五十八、二十一b)

これを唱えるとき、手の指で「九宮訣」を作り、東北の方角の炁を取る。「監生大神」が降りてくるのを存思する。そして「已生未生符」「監生諸符」を焼く。これに続いて次のように

「祝」を唱える。

謹んで九天監生大神・衛房聖母・治病天醫君等衆に上請す、只今血湖に引過（拘引すること）せらるる、未だ分娩せざる産魂等衆は、各々幕に入りて以て分娩を遂げ、人天に託化せんことを。急急なること律令の如くせよ。

玉訣もて、亡人の幕に入るを想す。

謹上請九天監生大神・衛房聖母・治病天醫君等衆、只今引過血湖、未分娩産魂等衆、各入幕以遂分娩、託化人天。急急如律令。

玉訣、想亡人入幕。

（王氏大法卷五十八、二十一b）

「血湖地獄」に囚われているまだ分娩をしていない「産魂」たちが、それぞれ幕（「監生司」を指すと思われる）に入って分娩を終え、人間界・天上界に生まれ変われることを、「九天監生大神」・「衛房聖母」・「治病天醫君等衆」に願う内容である。これを唱えながら道士は「玉訣」によって（「手訣」を作っていないしは、「秘訣」に従って、という意味であろう）「亡人」が幕に入るさまを存思する。続いて「呪」を唱える。

謹んで上請すらく、雙保の母よ、速かに眞炁を賜はり、鬼魂を救ひて天に生ぜしめんことを。

謹上請、雙保之母、速賜眞炁、救鬼魂生天。

（王氏大法卷五十八、二十一b）

このように唱えつつ次のようにする。

中文を掐じ、靈寶祖炁もて膺上に吹く。

掐中文、靈寶祖炁吹膺上。

（王氏大法卷五十八、二十二a）

左手の親指で「中文」（「中宮」のことであろう。「中宮」は中指の第一関節と第二関節の間）を押さえつつ、「靈寶祖炁」を「膺」に吹き付ける。

次いで監眞度生と念ずること七遍、又中篇を念ずること一過にして、東南炁を取りて吹き布く。次いで已生未生皆な生成を得んと念ずること三十二過にして、一炁を取りて吹き布く。存すらく亡人の身形ありて、青色の光明室に満つるを。若し未だ生まれざる者あらば、分誕産孕符を焚

し、雙手もて子午斗して、陰陽を分ちて剔去す。一口を膺に嚙水す。五内の炁を奮發し、衰衰として升りて絳宮に至り、重樓より出で、兩腎丹田を運らし、雷火相擊ちて霹靂を作す。奮迅して出だし、一身を化生して、開解して子母分形す。此に激震の聲を爲し、胞を鍊して生育す。

次念監眞度生七遍、又念中篇一過、取東南炁吹布。次念已生未生皆得生成三十二過、取一炁吹布。存亡人身形、青色光明滿室。若未生者、焚分誕產孕符、雙手子午斗、分陰陽剔去。嚙水一口于膺。奮發五内之炁、衰衰升至絳宮、自重樓出、運兩腎丹田、雷火相擊作霹靂。奮迅而出、化生一身、開解子母分形。此爲激震之聲、鍊胞生育。

(王氏大法卷五十八、二十二a)

続いて「監眞度生」と七回唱え、「靈書中篇」(「度人經」の「元始靈書中篇」)を一回唱える。「東南炁」を取り、それを吹いて一面にひろげる。そして「已生未生皆な生成を得ん」と三十二回唱え、一炁を取って一面にひろげる。「亡人の身形」が現れ、青い色の光明が部屋に一杯になると存思する。それでもまだ(無事に分娩して)生まれていない者がいたならば、「分娩產孕符」を焼き、両手で「子午斗」(北斗と南斗か)の形を

作り、陰陽を分けて除き去る。「膺」に向かつて一回嚙水する(口に含んだ水を霧を作るようにして吹きかける)。「五内の炁」は身中の五臓の炁である。これを起こして「絳宮」(心臓の下、両乳の間。中丹田)に送り、「重樓」(のど)から出して、「兩腎丹田」(左右の腎臓と下丹田)を運らせ、「雷火」によって「霹靂」を作り出す。これを奮い立たせて、外に出す。「一身」を生み出し、「子」と「母」の体を切り離す。「激震の聲」を起こし、「胞」を鍊って生育する。そして「分形蛻胎呪」を唱える。

五行の炁周流し、三光の炁飛浮す。靈漿下り灌ぎ、玉液幽を蕩ず。魂神澄正にして上天に歸し、萬神に會合して玉京に遊ぶ。急急なること律令の如くせよ。

五行之炁周流、三光之炁飛浮。靈漿下灌、玉液蕩幽、魂神澄正歸上天、會合萬神玉京遊。急急如律令。

(王氏大法卷五十八、二十二b)

呪文と存思を中心に記されたものであるが、この儀礼が「産亡者」の分娩を遂げさせるものであることは分かるであろう。分娩を無事に終えることなく死んだ者には、それを遂げさせて

やらなければ救われない。そうした思いがこうした儀礼を生み出し、行わせている。

靈魂が、生前の疾患や傷損をそのまま死後も引きずっていると考えすることは、凄惨な死の場面によって引き起こされてくるのであろう。その中でも血にまみれた死、さらにその中でも出産における死。その凄惨さは、靈魂と肉体は別であり、肉体から靈魂が離れた時点で肉体の疾患や傷損は靈魂と無関係になるという考え方を、受け入れ難くするのであろう。その凄惨さと靈魂が救われないこととは切り離せない。救わなければならない靈魂そのものの生々しさは、死の凄惨さとかかわっている。

三、天醫による救療

「産死者」の亡魂は、「蕩穢所」から「監生司」を経て「天醫院」(十二堂座の一つ)に至る。その他の血まみれの死を経た亡魂は、「蕩穢所」からすぐに「天醫院」に至る。しかし、「天醫院」で「天醫」によって治療されなければならない亡魂はそれだけではない。王氏大法卷五十五の「天醫院」の条には次のように記されている。

亡魂を契勘すれば、内に、存りし日に、諸々の病苦を受け、盲聾暗啞し、跛痾拳攣し、王法刀兵し、水火刎縊し、虎狼蠱毒し、雷馘刑亡し、陷穽殺傷し、碎身殞命し、一切の形相完からざるもの有り。産死を致して、腥血交流し、子母未だ解せざる者は、當に先づ天醫を請降し、下臨せしめて亡魂を救療すべし。兆先づ司幕を立て、預め天醫官宰を請ひ、靈司に俯降し、儀に依りて安奉す。亡を召し司に至らしめ、兆符呪を以て運用し、天醫に請ひて拯治完全ならしめ、返本還元せ俾令むるを候ち、壇に赴き朝眞聽法せしむ。

契勘亡魂、内有存日、受諸病苦、盲聾暗啞、跛痾拳攣、王法刀兵、水火刎縊、虎狼蠱毒、雷馘刑亡、陷穽殺傷、碎身殞命、一切形相不完。致於産死、腥血交流、子母未解者、當先請降天醫、下臨救療亡魂。兆先立司幕、預請天醫官宰、俯降靈司、依儀安奉。候召亡至司、兆以符呪運用、請天醫拯治完全、俾令返本還元、赴壇朝眞聽法。

(王氏大法卷五十五、二十九b)

ここでは、血まみれの死を経た者だけではなく、「一切の形相完からざる」者がみな対象になっている。すなわち、「蕩穢

所」を経ないで「天醫院」に集められる亡魂も考えられているのである。しかし、その中でも「産死」者は強く意識されているように思われる。「天醫院」に集められた亡魂は、ここで身体の完全性を回復した後には、はじめて壇に赴き「朝眞聽法」すなわち神に拝謁して法を聴くことが許されるのである。

次には、王氏大法卷五十八の「天醫院」の条に記すところを見ていきたい。

夫れ産魂・監生・解胞、既に畢はらば、當に天醫神吏を請ひて救度成全すべし。又亡人生存に疾を受けて殂する有れば、魂に隨ひて病有りて、十相完からず。又況や亡人の三魂幽幽冥冥にして、三寸に過ぎざるをや。既に無形無身にして、如何ぞ更衣・朝眞して受食せしめん。今の人多く此の一節を究めず、止だ歌聲吟詠を以て世人を惑亂するのみ。

夫産魂監生・解胞既畢、當請天醫神吏救度成全。又有亡人生存受疾而殂、隨魂有病十相不完。又況亡人三魂幽幽冥冥、不過三寸。既無形無身、如何更衣・朝眞受食、今人多不究此一節、止以歌聲吟詠惑亂世人。

(王氏大法卷五十八、二十二b)

ここでは、まず「産魂」(「産死者」の魂)について、「監生司」で分婉を遂げたのち、「天醫神吏」による治療によって身体を完全にしなければならぬとする。さらに「疾」によって死んだ者も、魂に「病」が付きまといていて容貌が完全ではないのだから、同様に「天醫神吏」による治療を行わなければならない。ここまでは、すでに見てきた内容と一致する。しかし、次には、さらにまたとして、「まして死者の三魂はかすかで目に見えず、三寸を越えない大きさである。形もなく身もなくては、衣服を着替えて、神に拝謁し、食をいただくことができないのはなおさらのことである」と述べている。魂が「無形無身」であるから「天醫」による治療を受けなければならぬと言っているのだとしたら、すべての亡魂が「天醫」による身体の完全性を回復する「全形」の儀礼を受けなければならぬことになる。「天醫」による治療を亡魂に施さなければならぬ理由が、異なった二つの考え方によって述べられているように思われる。

なぜこうしたことがなされているのかについては、当時の儀礼の実施状況が反映していることも考えられる。血まみれの死を経た亡魂を特に救済する儀礼が行われた一方で、「普度大齋」

のようにあまねく死者を救済する儀礼も行われ、そこでも「天醫」による治療の儀礼が実施された。「普度」の場合、救済の対象となる亡魂に、「産死者」や生前に身体の疾患・傷損に苦しんだ亡魂が含まれている可能性があるから、「天醫」による治療の儀礼が行われるようになる。そうすると、これがすべての亡魂に及ぼされるようになってくる。「普度」を行う時には亡魂の恨みを買わないようにという心情が作用することが考えられる。「天醫」による治療の儀礼がありがたいものであるならば、それを受けられない者がいた場合、恨まれる可能性がある。そうして、すべての亡魂を対象としなければならない理由づけもなされるようになったのではなからうか。以上、考える一つの解釈である。

判然としないところが残るが、ここでは「産魂」と「生存受疾」の者については、魂に身体の疾患・傷損が残っていることが「天醫」の治療を受けなければならない理由として考えられている。その一方で、亡魂そのものの「無形無身」の状態から身体を回復させて、衣服を着たり、神に拝謁したり、食物が喉を通るようにさせるために「天醫」による治療を受けさせなければならぬという理由も挙げられている。おそらく前者は、「産死者」や身体に疾患・傷損のあった者を救うための儀礼に

対応した理由づけであり、後者は「普度大齋」のようにあまねく死者を救うための儀礼に対応した理由づけであろう。王氏大法は、ここではそれをそのまま並べて記してしまっているのである。おそらく「普度大齋」に合わせた説明をしつつも、「産死者」や身体の疾患・傷損に苦しんで死んだ者を意識せざるをえなかったのではなからうか。

続いて次のように記している。

凡そ亡魂を召き到さば、當に天醫を請ひて拯治すべし。魂を引きて幕に赴かしめ、聖を請ひて點酌し、符呪を以て存用し、五府内事を行ひ、本來の形體に復さしむ。既に形質有らしめば、次いで咽喉を開き、次いで兆自身の五芽玉液を運らし、五府の祕法を運らし、之に吹きて人と成す。始めて咽喉の開通を得れば、方に更衣・受食せしむ可し。

凡召到亡魂、當請天醫拯治、引魂赴幕、請聖點酌、以符呪存用、行五府内事、復本來形體。既有形質、次開咽喉、次運兆自身五芽玉液、運五府祕法、吹之成人。始得咽喉開通、方可更衣・受食。

(王氏大法卷五十八、二十二b～二十三a)

すべて亡魂は、招かれてきたら、「天醫」による治療を受けて救われなければならないと記した後、儀礼のおおよその手順を記している。

身体を回復する上では「五府内事」が重要であると思われる。「五府内事」によって「本来の形體」に戻し、「咽喉」を開く。「咽喉」を開くことで「食」も喉を通ることになる。続いて道士が存思によって自身の「五芽玉液」をめぐらし、「五府の祕法」を行って、炁を亡魂に吹いて人としての形体に戻すことを記す。並行してこのように行うことを記しているのか、同じような趣旨の儀礼を形を変えて重ねて行うことを記しているのか、ここではよく分からないが、これは一連の「五府内事」のことを記しているのであろう。

王氏大法卷五十八では、これに続けて「召天醫布符」を焼き「召呪」を念ずることが記される。「天醫院」における儀礼の最初の部分である。

召天醫符を焚す 次いで召呪を念ず

天醫大聖 地醫大聖 金丹仙薬もて 普く群生を救へ
眞炁を降臨せしめよ 召すを聞かば速かに至れ 一時に形
を復せ。急急なること律令の如くせよ

焚召天醫符 次念召呪

天醫大聖 地醫大聖 金丹仙薬 普救群生 降臨眞炁
聞召速至 一時復形 急急如律令

(王氏大法卷五十八、二十三a)

次には、「天醫」を降ろしてくる時の存思が記されている。

先づ日月星斗三光の、天醫院を覆定するを存す。天醫諸符を水盂内に焚し、沾洒して行持し、玉訣もて正炁をひく。存すらく天官五人は、五色の繡衣を着、五方自り降下し、各々符薬を持ち、炁を布きて亡魂を醫療す。次いで五方の眞炁を化して、天醫院を匝覆し、一團の眞火月輪を作す。天醫は拯治す。五帝全形符を焚し、五府内事を行ふ。

先存日月星斗三光、覆定天醫院。焚天醫諸符於水盂内、沾洒行持、玉訣正炁。存天官五人、着五色繡衣、自五方降下、各持符薬、布炁醫療亡魂。次化五方眞炁、匝覆天醫院、作一團眞火月輪。天醫拯治。焚五帝全形符、行五府内事。

(王氏大法卷五十八、二十三a、b)

「天醫」を招いた後、「五帝全形符」を焼き、「五府内事」を

行う。「五府」については次のように説明している。

夫れ五府なる者は、一は泉曲の府爲り。是れ腎宮にして、天一水位の精を主る。二は陽明の府爲り。是れ心宮にして、地二火位の精を屬す。天三は木を生じ、木は肝宮に屬す。是れ發生の府爲り。以て春の生物を象るなり。地四は金を生じ、肺宮に屬す。是れ崑崙の府爲り。以て秋の收成を象るなり。然して春は肝に屬して木爲り、青龍を主る。秋は肺に屬して金爲り、白虎を主る。夏は心に屬して火爲り、朱雀を主る。冬は腎に屬して水爲り、玄武を主る。四象既に備はり、萬神俱に中黃の庭に歸す。黙して五府の事を行ふ、當に脾神中宮に在りて、黃庭の府爲るを存すべし。能く萬物を生長し、五行周く備はれば、則ち萬神咸く亨る。然る後、亡魂の形體悉く具はりて、以て沐浴・更衣し、朝眞・聽法し、受鍊・更生す可きなり。

夫五府者、一爲泉曲之府、是腎宮、主天一水位之精。二爲陽明之府、是心宮、屬地²⁴二火位之精。天三生木、木屬肝宮、是爲發生之府、以象乎春之生物也。地四生金、屬肺宮、是爲崑崙之府、以象乎秋之收成也。然春屬肝爲木、主青龍。秋屬肺爲金、主白虎。夏屬心爲火、主朱雀。冬屬腎

爲水、主玄武。四象既備、萬神俱歸於中黃之庭。默行五府之事、當存脾神在於中宮、爲黃庭之府、能生長萬物、五行周備、則萬神咸亨矣。然後、亡魂形體悉具、可以沐浴更衣、朝眞聽法、受鍊更生也。

(王氏大法卷五十八、二十三b—二十四a)

「五府」は「泉曲の府」「陽明の府」「發生の府」「崑崙の府」「黃庭の府」であり、五行・五臟に対応する。「能く萬物を生長し、五行周く備はれば、則ち萬神咸く亨る。然る後亡魂の形體悉く具はる」とあるように、五行の炁によって亡魂の形体を回復させるのである。

これを行う時に「五帝諱」を唱えて存思することが行われたようである。

五帝諱を存す

功都成〔中〕 切角正〔子〕 興生轉〔卯〕 可韓明〔午〕
獨隸遷〔酉〕 魂に對し魂を聚む、功都魂を聚めて攝せよ。

卯文を掐じ、紅杏と默念す。存すらく青帝の東より青龍に駕して至る。兆は肝炁を運らして眼より出し、之に合して嘘去するを。

西文を招じ、磨眞と默念す。存すらく白帝の西より白龍に駕して至る。兆は肺炁を運らして鼻より出し、之に合して咽去するを。

午文を招じ、墨黒と默念す。存すらく赤帝の南より赤龍に駕して至る。兆は心炁を運らして口より出し、之に合して呵去するを。

子文を招じ、機臓と默念す。存すらく黒帝の北より黒龍に駕して至る。兆は腎炁を運らして耳より出し、之に合して吹去するを。

中文を招じ、靈寶と默念す。存すらく黄帝の中宮より黄龍に駕して至る。兆は脾炁を運らして唇より出し、之に合して呼去するを。存すらく亡魂環列して前に在り、天醫六職醫療して形體を完全ならしむ。五方五帝は五色眞炁を降し、亡人に灌漑し、頂門よりして入る。

存五帝諱

功都成〔中〕 切角正〔子〕 興生轉〔卯〕 可韓明〔午〕
獨隸遷〔酉〕 對魂聚魂、功都聚魂攝。

招卯文、默念 紅杏。存青帝自東駕青龍至。兆運肝炁自眼出、合之嘘去。

招酉文、默念 磨眞。存白帝自西駕白龍至。兆運肺炁

自鼻出、合之咽去。

招午文、默念 墨黒。存赤帝自南駕赤龍至。兆運心炁自口出、合之呵去。

招子文、默念 機臓。存黒帝自北駕黒龍至。兆運腎炁自耳出、合之吹去。

招中文、默念 靈寶。存黄帝自中宮駕黄龍至。兆運脾炁自唇出、合之呼去。存亡魂環列在前、天醫六職醫療完全形體。五方五帝降五色眞炁、灌漑亡人、頂門而入。

(王氏大法卷五十八、二十四 a ~ b)

「功都成」以下の呪文を唱え(このときも手訣が伴う) した後、左手の親指で左手の他の指に配当されている各ポイントを押さえる手訣を行いながら、「五帝諱」(「紅杏」「磨眞」「墨黒」「機臓」「靈寶」)²⁶を唱えて存思する。次に「全形呪」を挙げる。

全形呪

玄元始炁は、三元を孕育し、胚胎肇めて啓く。二景は回旋し、陰陽秀を纏んで、胞元に凝結し、世象を形容す。業を積むこと無邊なれば、五宮六府は、三田に結塞し、百關九竅は、滓を累ねて愆を成す。形消じ炁散じ、魂は九泉に

繋がれ、魂に随ひて疾を帶び、脱を求むるに何に縁らん。天醫・尚藥、痾纏を拯濟せよ。首斷たば續を爲し、筋斷たば聯を爲し、蠱癩は剥を爲し、水腹は寛を爲し、胎留まるは下すを爲し、孕育發生し、拳攣は伸縮し、暗啞は能く言ひ、手足具はらざるは、俱に完全なるを得しめ、盲聾は視聽し、顛狂は復元し、老者は壯に返り、執對は冤を和げ、飢饉は充實し、沈痾は悉く蠲かれ、風勞は頓絶し、咸く完痊するを得んことを。魄戸は閉關し、魂門に仙を鍊せん。

存すらく亡魂の形體完具するを。西南炁を取りて之を布く。想すらく亡者の魂來たりて、眞炁に乗ずるを。解十傷符命を焚す。

全形呪

玄元始炁 孕育三元 胚胎肇啓 二景回旋 陰陽繚秀
凝結胞元²⁸ 形容世象²⁹ 積業無邊 五宮六府 結塞三田 百
關九竅 累滓成愆 形消炁散 魂繫九泉 隨魂帶疾³⁰ 求脱
何縁 天醫尚藥 拯濟痾纏 首斷爲續 筋斷爲聯 蠱癩爲
剥 水腹爲寛 胎留爲下 孕育發生 拳攣伸縮 暗啞能言
手足不具 俱得完全 盲聾視聽 顛狂復元³¹ 老者返壯 執
對和冤 飢饉充實 沈痾悉蠲 風勞頓絶³² 咸得完痊³³ 魄戸
閉關³⁷ 魂門鍊仙³⁸

存亡魂形體完具。取西南炁布之。想亡者魂來、乘眞炁。焚解十傷符命。(王氏大法卷五十八、二十五a-b)

「全形呪」を唱えながら亡魂の「形體」が「完具」するのを存思する。西南の炁を取るが、西南は「仙道生門」の方角である。そして「亡者の魂」がやってきて「眞炁」に乗るのを存思する。ここでは「首斷」³¹以下、具体的に身体の不完全性を回復する内容が含まれている点が注意される。

小結

「全形」の儀礼は、亡魂の身体の完全性を回復させる儀礼である。肉体と分離した靈魂に疾患や傷損が残ることの違和感は、南宋期に儀礼を行っていた道士たちの間にもあった。しかし、救うべき死者の靈魂に付きまとう疾患や傷損の苦しみこそ、道教の神にたよって取り除かなければならないものであった。そして、靈魂につきまとう疾患や傷損を除いてからでなければ、神に拝謁し、鍊度を受ける過程に移ることができないという考え方が強かったのである。

王氏大法や蔣氏立成儀では、「九泉六道孤魂」に対する救済

に際して「全形」の儀礼を行っているが、靈寶玉鑑では、「正薦」「附薦」^④を含めたあらゆる死者の靈魂のために「全形」を行っている^⑤。こうした儀式書の成立について、前後関係を確定するのは難しいので簡単には言えないが、王氏大法や蔣氏立成儀に見られるように、孤魂を対象にした「普度」において「全形」を行う形がまず存在したのかもしれない。そして「普度」において、血まみれの死を経た者だけを対象にして「全形」を行ったのが、すべての死者を対象にするようになっていったのかもしれない^⑥。

そのように考えると、孤魂を対象にした「普度」において、孤魂の中に血まみれの死を経た者がいる可能性を考えるとところから「全形」が行われるようになったことになるが、恐らくはそうではないであろう。「普度」でそうした儀礼を行うようになるより前に、死の苦しみの生々しさが身近に感じられるような死、身近な者の血まみれの死を救う必要があって、「全形」のような儀礼が行われたのではないかと思う。戦争や大きな災害などがあったときにも、「全形」の儀礼が必要とされたと思われる。大量の死に直面したあとに「普度」を行うのであれば、切実に「全形」を必要とするであろうが、「全形」の儀礼自体は「産死者」や大量の血を流して死んだ者への個別的な対

処の方法として成立してきたもののように思われる。

小稿では「全形」の儀礼の具体的内容にはあまり触れられなかったが、今後は、この儀礼で用いられる大量の符や呪についても検討していきたい。その際には、鍊度系の死者救済儀礼の流れからだけではなく、生者の病氣治しの儀礼との関係からも考察していく必要がある。

注

(1) 南宋期には必ずしも「全形」という儀礼名称が定着していたわけではないようであるが、ここでは「天醫」を請い身体の完全性を回復する儀礼を「全形」と称しておく。

(2) 鍊度系の儀礼については、丸山宏『道教儀礼文書の歴史的研究』汲古書院、二〇〇四年、第二部第三章、松本浩一『宋代の道教と民間信仰』汲古書院、二〇〇六年、第二章参照。

(3) 王氏大法(寧全真授、王契真纂『上清靈寶大法』道藏SN二二二)。小稿では王氏大法と略称する)は、「第二日正齋」の日の夜に「普召九泉六道孤魂」に続いて「全形生育」を行う程序を示している(卷五十四、十七a)。蔣氏立成儀(留用光伝授、蔣叔興編次『無上黃籙大齋立成儀』道藏SN五〇八)は、「第二日正齋行道」の「静夜」に、「普召九泉六道」に続いて「全形」を行う程序を示している(卷一、十一b)。靈寶玉鑑(撰者不詳『靈寶玉鑑』道藏SN五四七)の「攝召拯療資次」は、「召請正度亡位」「召附薦亡位」「召請普度六位」「召請六道」「召請二十四類孤魂」の後、「監生司」「玉清蕩穢所」「天醫院」

- の順に旛で亡魂を導き、「天醫院」で「拯療亡魂」「五府行事之法」等を行うことを記している（巻三、一b以下）。
- (4) 金允中編『上清靈寶大法』四十四卷、道藏SN二二三。小稿では金氏大法と略称する。
- (5) 金氏大法巻二十三、十二a。丸山宏氏は、金允中の道士として活動期間を二〇〇五年から一二二五年の間としている。前掲丸山二〇〇四年、四六二頁。
- (6) 寧全真授、林靈眞編『靈寶領教濟度金書』三百二十卷、道藏SN四六六。小稿では林氏金書と略称する。
- (7) 周思得修集『上清靈寶濟度大成金書』、『藏外道書』第十六冊・第十七冊所収。小稿では周氏金書と略称する。
- (8) なお、私がフィールドワークを行ってきた現代台南の道教では、「全形」と称する儀礼はないが、その内容を伝えている科目としては、「祭藥王」がある。「祭藥王」の儀礼は「藥王酌獻」または「藥王寶懺」として行われる（拙稿「台南地区の做功徳―地域的差異および道士団の構成について―」『儀礼文化』第十七号、一九九二年、八三―八四頁参照）。大淵忍爾編『中国人の宗教儀礼 仏教 道教 民間信仰 福武書店、一九八三年（道教部分の再刊・大淵忍爾『中国人の宗教儀礼 道教篇』風響社、二〇〇五年）に台南道教の『太上鴻名靈寶藥師寶懺』（藥王寶懺）が収められている（五九五―五九九頁）が、それには、「天醫」を召請して亡者の病を治す内容が含まれている。
- (9) 「章」は、上章儀礼に用いられる儀礼文書である。上章儀礼については、前掲丸山二〇〇四年、第一部、第一章・第三章参照。六朝から唐の成立と考えられる『赤松子章曆』（前掲丸山二〇〇四年、六四頁参照）には、六朝・唐以前の上章儀礼の章文が伝えられているが、その中にも「天醫」にかかわる記述が見られる（巻二、十一b、巻三、二十一a、巻四、十三b、七b）。しかし、それは死者を治療するため

- のものではなく、生者の病を治療したり、出産を助けたりするためのものである。「天醫」についてはさらに研究していく必要があるが、これについては今後の課題としたい。
- (10) 『道德經云、吾有大患、爲吾有身』。『老子』第十三章には「吾所以有大患、爲我有身」（朱謙之撰『老子校釋』新編諸子集成、中華書局、一九八四年）とある。
- (11) 『宋齊丘化書、時我本無害、而筋骨爲之害。我本無痛、而血肉爲之痛』。正統道藏所収の『化書』（SN一〇四四 卷一「爪髮」の項には「是我本無害、而筋骨爲之害。我本無痛、而血肉爲之痛」（八b）とある。萬曆統道藏にも『化書』（SN一四七八）が収められているが、該当箇所（巻一、八b）については正統道藏所収のものと異同はない。『化書』の作者については、「南宋以降は、本来は譚峭の著述であったものを宋齊丘が盗用したと言われる様になったという。山田俊『朱子語類』訳注 巻百二十五 汲古書院、二〇一三年、一五七頁参照。
- (12) 金氏大法が亡魂の身体性を全く認めていなかったわけではないのは、ここで「亡魂の身」に言及し「塵垢」を落とすことを述べているところに窺われる。しかし、身体性を帯びていても、生前の疾患や傷損は肉体の消失とともに失われると考えていたようである。
- (13) 留用光伝授、蔣叔輿編次『無上黃籙大齋立成儀』五十七卷、道藏SN五〇八。小稿では蔣氏立成儀と略称する。
- (14) 撰者不詳『靈寶玉鑑』四十三卷、道藏SN五四七。
- (15) ここでは「全形」にあたる儀礼を「行天醫」と称している。また靈寶玉鑑巻三には「攝召拯療資次」があるが、ここでは「拯療」と称している。儀礼の科目としては「攝召拯療」という一続きのものとして扱っていたようである。
- (16) 後で触れるが、王氏大法はこうした考え方をしていない。

(17) 注(3) 参照。

(18) 十二堂陞については、前掲丸山二〇〇四年、二三三頁参照。王氏大法は「十二堂陞」の中で「六日、監生司」「七日、天醫院蕩穢所」(卷五十五、二十四a)としている。度人大法は「六日、監生之堂」「七日、蕩穢之所」(卷四十七)としている。「蕩穢之所」については「聖位」を記すところでは「蕩穢天醫所」(卷四十七)としている。林氏金書は、諸幕を挙げる中で「天醫幕」「監生幕」(卷一)を記している。王氏「兆」は道士の自称。ここでは「儀礼を執り行う道士は」という意味で理解すればよいと思う。

(20) 原文「卻」。王氏大法卷四十二、十八bに「右眞文、安鎮監生司案上、則亡人見之、即百骸流光、奪却尸穢之炁」とあるのによつて「卻」(却)の本文に改める。

(21) 原文「光」。王氏大法卷四十二、十八bに「奪却尸穢之炁」によつて「炁」に改める。

(22) 原文の注記は「」で示す。以下も同じ。

(23) 黄籙齋自体が広く死者を救済する儀礼であるが、ここでは依頼者が血まみれの死を経た亡魂を特に救済することを目的として、道士に儀礼を依頼するようなケースを想定している。

(24) 原文「二」なし。度人大法(撰者不詳『靈寶無量度人上經大法』七十二卷、道藏S N二一九。小稿では度人大法と略称する) 卷三十五、一bによつて補う。

(25) この呪文は諸書(蔣氏立成儀、度人大法、靈寶玉鑑、金氏大法、林氏金書、道法會元など)に散見されるが、今のところ意味はよく分からない。

(26) この五帝の諱は、宋代以降の靈寶法でよく用いられているが、来歴は未詳である。

(27) 原文「脛」。靈寶玉鑑卷三十四によつて改める。靈寶玉鑑卷三十四の

「玄元始炁呪」(十五b十六a)は、この「全形呪」とほぼ同文である。

(28) 原文「原」。靈寶玉鑑「玄元始炁呪」によつて改める。

(29) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「壤」に作る。

(30) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「受」に作る。

(31) 原文「盲聾」。靈寶玉鑑「玄元始炁呪」によつて改める。

(32) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「完」に作る。

(33) 原文「劣」。靈寶玉鑑「玄元始炁呪」によつて改める。

(34) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「饑」に作る。

(35) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「凍」に作る。

(36) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は「醫」に作る。

(37) 原文「開」。靈寶玉鑑「玄元始炁呪」によつて改める。

(38) 靈寶玉鑑「玄元始炁呪」は、この後に「與道合眞」の一句がある。

(39) 拙稿「神虎召魂法における八門召魂壇——南宋期道教の黄籙齋から——」儀礼文化学会紀要」第一号、二〇一三年参照。「八門」を用いた召魂呪術との関係はこれから考えなければならぬが、おそらく共通の方

(40) 首を断たれた者は「續頭符」(王氏大法卷四十二、二十五b以下。外に「接手符」「接足符」などがある)を使って頭をつなぐことを行う。個別的な身体回復の方法については、機会を改めて検討したい。

(41) 「正薦」は、施主にあたる依頼者が主に救済しようとする死者であり、「附薦」は「主薦」に付け加えて救済しようとする死者である。拙稿「黄籙齋における道士と斎主——『无上黄籙大齋立成儀』を例として」福井文雅博士古稀・退職記念論集刊行会編『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』春秋社、二〇〇五年、四一八頁以下参照。

(42) 注(3) 参照。

(43) これについては、すでに述べたように、王氏大法卷五十八の「天醫院」の条に窺われる。